

(陳受24第8号)

市立もくせい公園の南側境界仕切りの基本的現状維持（高さ2メートル以上）を求めることに関する陳情

受理年月日

平成24年5月24日

陳情者

中町3丁目
齋藤 義介 ほか2名

陳情の要旨

中町3丁目、文化会館通りに、「市立もくせい公園」がありますが、その公園が今、武蔵野市との協議のもと、その隣地に計画されている集合住宅建設計画を契機に大きく変えられようとしています。お墨つきを与えている市は、事業者が公園南側に緑地の立ち入り禁止の公開空地を出させ、境界の南外側にある事業者所有の現コンクリート塀を撤去させ、その部分を境界識別つきの事実上仕切りなし（または低い植栽の仕切り）にして、公園と公開空地とを一体化して、この部分をオープンスペースにし、公開空地（の景観）を公園に取り込み、公園と公開空地の敷地との境界の一部に出入り口を設け、計画されるマンション居住者が公開空地から特に設けられた通路を経て公園に入ることができるようにしようとしています。

私たちは、市が「条例」、「指導要綱」などで緑化に力を入れていることに敬意を表する者です。しかし、何よりも、市のこの問題に対するこれまでのやり方に納得できません。第1に、仕切りを取り払って緑地の景観を公園に取り込む事業は、公園の実質的改修ではないと言い張っています。第2に、市立公園のあり方に関わることなのに、積極的に、近隣を初め市民に提起しようせず、専ら大規模開発問題の一部とし、問題を意図的に矮小化して市民から見えないようにしています。第3に、計画を危惧する私たちが調整会の請求をすると、上述の境界仕切りの問題は「近隣関係住民に対し直接的に影響を及ぼす内容とはいえず」として、私たちの調整会請求を却下しました。市は、公園のような、一人一人の市民に関わりのある問題では、安易に既存の団体に聞く以前に、まずは個々の市民の意見に直接耳を傾けるべきです。

公園と公開空地との間の仕切りを事実上取り払ってなされる、公園と公開空地の景観の相互取り入れは、公的機関である市による、その公共施設の私企業へのあからさまな便宜供与であり、公務員は「一部の奉仕者ではない」という憲法第15条第2項などに照らしても疑わしい行為です。また緑地の公開空地の景観を提供させる見返りにつけられる、公開空地から公園に抜ける出入り口は、計画されるマンションのエントランスから直接に公園に入る利便を専用的に与えるもので、この公園に入るにはすべての人が東西の歩道から入るといふ、誰もが疑わない、これまで維持されてきた公園利用の平等をじゅうりんするものです。

それだけではありません。この公園はこれまで、公園北側の集合住宅の背の高い生け垣と公園南側のコンクリート塀によって仕切られ、公園として独自の空間を維持してきたがゆえに、子どもたちは安心して伸び伸びと遊ぶことなどができ、また大人も何に気遣うこともなく弁当を食べたり、読書や体操をしたり、くつろぐことができました。しかし、仕切りが事実上取り払われオープンになれば、子どもたちは公開空地から新マンション方向を気にせざるをえなくなり、公開空地方向に飛んで行ったボールを恐る恐る取りに行かねばならなくなったりし、次第に伸び伸びとボール遊びなどができなくなります。そしてまた子どもの引率者たちも、子どもたちが公開空地の植栽に頭を突っ込んだり、それによって目をけがしたりしないか気を使わなければならなくなり、子どもたちを委縮させます。大人にとっても、新

マンション方向からの視線などが気になり、公園は居心地のよくない空間になるでしょう。そして、公園と公開空地の間の事実上の仕切りなしによって、識別物はあっても、現実には管理区分が不明確になり、紛糾の種になるでしょう。

このようなオープン化による公園のトラブルに、計画されるマンションの居住者、将来の武蔵野市民もつき合わされるでしょう。ボール取りで緑地に入り込むのが日常化し、公開空地と境界の植栽が荒らされることになるかもしれません。言うまでもなく、計画されるマンションが公園に開かれているということは、逆に公園が公開空地を通じてマンションに開かれている、マンションがストレートに公園につき合わされる（あるいはさらされる）ということ、すなわち公園からのトラブルを受けやすいということでもあります。計画される建物北側公開空地は人通りの多い道路に面しているのではなく、夜は人が潜んでいることもできる場所になり得ます。公園との関係でさまざまな「セキュリティの問題」が生じるとなれば、それ自体問題であるのみならず、その予防のために監視カメラや街灯をふやすなどとなって、プライバシー侵害や公害の発生という新たな重大な問題につながっていきます。

ここで、これらのことは、市と事業者の計画がなく現状が維持されていけば出てこない、したがってつき合う必要のないものばかりであることを強調しておきます。どうしても市が実施するというのであれば、少なくとも、上で述べた諸危惧（それは一つ一つかけがえのない、比べようもない）の一つ一つに照らして、このように公園をつくりかえることが必要なゆえんを、これまでのように断定して押しつけてくるのではなく、説得的に丁寧に証明し、説明責任を十全に果たすべきです。それなしの実施はなしです。

私たちは、公園北側に隣接するマンションの高い生け垣によって仕切られているように、公園南側も現コンクリート塀のような高さや位置に、単なる目印でなく、出入口なしのきっちりとした仕切りを維持すべきであると考えます。子どもが伸び伸びと遊び回り、大人も気兼ねなくのんびりできるという、歴史的にはぐくまれてきたこの公園のかけがえのない個性を守るためには、この部分の高い（2メートル以上）仕切りは決定的に重要です。

なお、私たちは、「『もくせい公園』を守りましょう」というタイトルのもとで、3月下旬から事業者と市長にあて同一文面で署名活動を行い、広くもくせい公園の利用者、市民や近隣の住民の方々から、署名をいただけてきました。5月14日現在、2回の累計で事業者あて267筆、市長あて307筆でした。集まった署名は5月15日、それぞれに提出しました。

よって、私たちは、武蔵野市長が、もくせい公園南側敷地境界の、現在のコンクリート万年塀に変えて、同じ位置、公園と公開空地の境界に、あるいは同境界の公園側に、出入口のない高さ2メートル以上のフェンス（例えば植栽付き）を、公園西側の文化会館通りの歩道から東側道路の歩道まできっちりと設置することを求め、陳情します。